



令和7年4月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所平成30年(ワ)第1551号)

口頭弁論終結日 令和6年10月23日

判 決

当事者の表示 控訴審判決別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの当審における予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨 (以下、略語は特記しない限り原判決の例による。)

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 主位的請求

(1) 被控訴人神戸製鋼及び被控訴人コベルコは、控訴審判決別紙2 発電所概要記載の火力発電所(本件新設発電所)を稼働してはならない。

(2) 被控訴人関西電力は、被控訴人神戸製鋼及び被控訴人コベルコに対し、本件新設発電所の発電の指示をしてはならない。

- 3 予備的請求(控訴人らは、当審において、原審における予備的請求を次のとおり変更した。なお、年号は西暦で表記するが、和暦を併記することがある。)

(1) 被控訴人神戸製鋼及び被控訴人コベルコは、2030年(令和12年)4月1日以降、本件新設発電所の稼働により、1年間当たり、346万トンを超えて、大気中に二酸化炭素を排出してはならない。

(2) 被控訴人関西電力は、本件新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素を回収・貯留する設備が設置されていないときは、被控訴人神戸製鋼及び被控訴人コベルコに対し、2030年(令和12年)4月1日以降、

1年間当たり、45億5263万1579kWhを超えて、発電量の通告をしてはならない。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

被控訴人神戸製鋼は、被控訴人関西電力との間で、被控訴人神戸製鋼が発電した電力を被控訴人関西電力が買い取る旨の電力受給契約を締結し、新設の火力発電所（本件新設発電所）の建設・稼働計画を立て、新設分割により設立した被控訴人コベルコに同事業に係る権利義務を包括承継させた。

本件は、本件新設発電所の建設予定地（当時）の周辺住民である1審原告ら40名（控訴人ら34名を含む。）が、本件新設発電所の稼働により大気中にNOx、SOx、ばいじん、水銀及びPM_{2.5}が放出され大気汚染が進み1審原告らに健康被害をもたらすおそれがある、本件新設発電所の稼働により温室効果ガスであるCO₂が大量に排出され地球温暖化・気候変動により1審原告らの生命、身体、財産に被害をもたらすおそれがあるとして、伝統的人格権又は平穏生活権（安定気候享受権）に基づき、主位的に、本件新設発電所を建設・所有する被控訴人コベルコに対し、本件新設発電所の建設行為差止めを、本件新設発電所を稼働する被控訴人コベルコ及びこれの操業を委託する被控訴人神戸製鋼に対し、本件新設発電所の稼働の差止めを、本件新設発電所の発電する電力を買電し、その稼働を指示するという被控訴人関西電力に対し、発電指示の全部差止めを求め、予備的に、被控訴人コベルコ及び被控訴人神戸製鋼に対し、本件新設発電所の稼働の一部（割合的）差止めを、被控訴人関西電力に対し、発電指示の一部（割合的）差止めをそれぞれ求めた事案である。

なお、原審提訴時（2018年）に建設工事の着手がされた本件新設発電所は、その後完成し、3号機（新設1号機）については2022年（令和4年）2月1日から、4号機（新設2号機）については2023年（令和5年）2月1日から、それぞれ電力の供用が開始されている。

2 原審の判断、控訴人らによる控訴

(1) 原審は、

ア 死亡した1審原告ら3名に関する訴訟について終了を宣言し、

イ 要旨以下の(ア)及び(イ)のとおりとして、その他の1審原告ら(控訴人らを含む。)の請求をいずれも棄却した。

(ア) 本件新設発電所の稼働により排出・拡散されるPM_{2.5}、SO₂、NO₂、

SPM、水銀が増加するとしても、1審原告らに健康被害が生ずる具体的危険性が生じていることは認められないから、伝統的人格権に基づき本件新設発電所の建設及び稼働の差止めを求めることはできない。また、1審原告らに環境汚染による深刻な不安を生じさせるだけの客観的事実も認められないから、生命、身体、健康に直結する平穏生活権が侵害されているとも認められない。

(イ) 本件新設発電所からのCO₂排出に起因する地球温暖化によって1審原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険及び相当因果関係は認められず、平穏生活権(安定気候享受権)を人格権により保護されている法益と認めることもできない。

(2) 控訴人らは、原判決中、本件新設発電所の建設差止請求以外の、控訴人らの請求を棄却した部分を不服として控訴した。したがって、本件新設発電所の建設差止請求を棄却した部分は当審の審理の対象とならない。また、控訴人ら以外の1審原告らは、原判決に対して控訴をしなかったことから、原判決中、同1審原告らに関する部分は確定している。

3 当審における訴えの変更

控訴人らは、当審において、予備的請求につき、気候変動における人格権(1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利)のみを根拠とするCO₂排出削減請求権に基づき、前記第1の3のとおり請求し、訴えの交換的変更をした。なお、「1.5℃を超える気温上昇」とは、世界の平均気温の平均

値が工業化以前よりも1.5℃を超えて上昇することである（以下同じ）。

4 前提事実

原判決5頁25行目末尾に改行して以下を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の2に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、控訴人らに関する部分に限る。以下同じ。）。

「(6) 本件新設発電所の完成、運転状況

本件新設発電所は完成し、このうち3号機（新設1号機）については2022年（令和4年）2月1日から、4号機（新設2号機）については2023年（令和5年）2月1日から、それぞれ稼働し、電力の供用が開始されている。

（甲Cコ11、弁論の全趣旨）」

5 争点

（本案前の争点）

(1) 訴えの利益及び被告適格の有無（被控訴人関西電力に対する訴えについて）

（主位的請求に関する本案の争点）

(2) 大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

ア 伝統的人格権に基づく差止請求の可否

イ 清浄な空気のもとで持続的に健康で平穏に生活する権利（健康平穏生活権）に基づく差止請求の可否

(3) 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否

ア 伝統的人格権に基づく差止請求の可否

イ CO₂に関する平穏生活権（安定気候享受権）に基づく差止請求の可否

（予備的請求に関する本案の争点）

(4) 温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否—気候変動

における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく差止請求の可否

（主位的請求及び予備的請求に関する本案の争点）

(5) 被控訴人関西電力の責任の成否

6 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)～(3)及び(5)に関する当事者の主張は、次の(2)において争点(2) (大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否) に関する当審における控訴人らの補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の4に記載のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決7頁2行目の「(4) 被告関西電力の責任の成否」を「(5) 被控訴人関西電力の責任の成否」に改め、39頁4行目冒頭から17行目末尾までを削除し、44頁18行目の「(4) 争点(4) (被告関西電力の責任の成否) について」を「(5) 争点(5) (被控訴人関西電力の責任の成否) について」に改める。

(2) 争点(2) (大気汚染による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否) に関する当審における控訴人らの補充主張

ア PM_{2.5}と他の大気汚染物質は、物質の性質、環境基準の制定年度及び基準となる濃度が異なることから、他の大気汚染物質の排出濃度をもってPM_{2.5}の環境影響がないと評価することはできないし、複数の大気汚染物質を一括して論じることは、政府に環境基準を定めることを義務付けた環境基本法16条1項に反する。

イ 健康平穏生活権の侵害については、具体的危険の発生は必要なく、不合理な不安・恐怖感が生じているかによって判断されるべきである。信用性のあるCREA拡散報告書(甲B21)及びCREA健康影響報告書(甲B22)によれば、控訴人らは本件新設発電所から排出されるPM_{2.5}に曝露し、健康リスクが生じるため、生命・健康に不合理な不安・恐怖感が生じている。環境影響評価が実施されたとしても、本件アセスではPM_{2.5}の予測・評価が実施されていないことから、控訴人らの不安・恐怖感を軽減することにはならない。

ウ 本件新設発電所の建設当時、建設予定地周辺は、PM_{2.5}の環境基準を遵

守できていない状況であったにもかかわらず、「注意喚起のための暫定的な指針として、日平均値を $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされている」ことを判断要素として $\text{PM}_{2.5}$ の追加排出をしても生命・健康を害しないと評価することは、環境基準に係る従前の判例に反する。

エ 一定の信頼性のある $\text{PM}_{2.5}$ の予測手法が存在するにもかかわらず、被控訴人神戸製鋼らが、 $\text{PM}_{2.5}$ の予測・評価手続をしなかったことは、控訴人らの不安・恐怖感を増幅させるものであって、控訴人らの健康平穩生活権を侵害する。

(3) 争点(4) (温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否—
10 気候変動における人格権 (1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利) に基づく差止請求の可否) に関する当審における当事者の主張

(控訴人らの主張)

ア 気候危機と国際合意

15 (ア) 1.5℃目標の位置付け

2015年のパリ協定(甲Cエ3)は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2℃度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び
20 影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続する」としている。

2018年にIPCC1.5℃特別報告書(甲Cア4)は、気候変動の影響を1.5℃未満に抑制することの重要性を科学的に一層明らかにした。

2021年のCOP26ではグラスゴー気候合意が採択された(甲Cエ9、10)。グラスゴー気候合意は、「気候変動の影響は、摂氏1.5℃の気温上昇の方が摂氏2℃の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認
25

め、気温上昇を摂氏1.5℃に制限するための努力を継続することを決意する。」「世界全体の温暖化を摂氏1.5℃に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることを認める」「さらに、このためには、利用可能な最良の科学的知識と衡平に基づき、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映するとともに持続可能な開発及び貧困撲滅の努力の文脈において、この決定的な10年における行動を加速させる必要があることを認める」としている。

(イ) 気候科学による将来予測

IPCC 1.5℃特別報告書(甲Cア4)は「気候モデルは、現在と1.5℃の地球温暖化の間、及び1.5℃と2℃(の地球温暖化)の間には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測する。これらの違いには、ほとんどの陸域及び海域における平均気温上昇(確信度が高い)、人間が居住するほとんどの地域における極端な高温(確信度が高い)、いくつかの地域における強い降水現象の増加(確信度が中程度)、及び一部の地域における干ばつと少雨の確立の増加(確信度が中程度)が含まれる。」としている。

温暖化及び気候変動は、控訴人らを含む我々の生活に現に深刻な影響を与えており、それが継続的に悪化するという現実が我々に突き付けられている。だからこそ、1.5℃目標は、世界共通の政策的目標というだけでなく、それを知りながら実効的な対策を取らずに人類の生存環境の維持を脅かす排出行為について、人権に対する侵害と判断する指標となったものである。

イ カーボンバジェット(他の人為的な気候強制力の影響を考慮した上で、地球温暖化を所与の確率で所与の水準に抑えることにつながる、世界全体の正味の人為的累積CO₂排出量の最大値。以下同じ。)と排出削減

(ア) 科学的根拠

AR5 (IPCC第5次評価報告書。甲Cア10)は、世界の平均気温の上昇を一定水準で止めるためには累積排出量の増大を最終的には抑止し、排出量と吸収・貯蔵量等が相殺されてそれ以上大気中のCO₂の量が増大しないカーボンゼロの状態を早急に作り出すことが必要であることを明らかにした。

IPCC第6次評価報告書(甲Cア17)は、1850年から2019年の歴史的な累積CO₂排出量は2兆3900億トンと推計されており、2020年初頭において、1.5℃の気温上昇を抑えるために排出できる量(残余のカーボンバジェット)は、67%の確率(上記の気温上昇までで地球温暖化を抑制できる可能性)の場合4000億トンであり、同確率を50%に下げても5000億トンであるとする。

CO₂の累積排出量を抑止するためには、今後の排出量を急速に削減していくしかなく、2050年ネットゼロに向けた中間時点(2030年、2035年等)での目標削減量を含む削減経路の在り方が極めて重要となる。IPCC第6次評価報告書(甲Cア17)では、50%の確率で、オーバーシュート(特定の地球温暖化の水準を一時的に超過すること)しない又は限られたオーバーシュートを伴って1.5℃を抑えるためには、温室効果ガスについては2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%の削減が必要とされ、CO₂については2019年比で2030年までに48%、2035年までに65%の排出削減が必要とされている。

1.5℃目標達成のためには、CO₂を含めた温室効果ガス排出量の急激かつ着実な削減が求められること、それが最新の科学の結論である。

(イ) 最新の全世界での削減の方向性

2023年のIPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書(甲Cア2

2)によれば、石炭火力発電所等の化石燃料インフラの2018年から寿命になるまでの総排出量は、1.5℃目標に対応するカーボンバジェットをはるかに上回る6600億トンである。そのうち発電部門からの排出量は3600億トンで、うち石炭火力発電所からの排出量は2600億トンとされている。つまり、1.5℃目標を達成するためには、既存の化石燃料インフラからの総排出量を大幅に削減することが不可欠であり、その中でも発電単位当たりの排出CO₂の割合が高い石炭火力発電所からの排出削減は、世界的にも急務である。

(ウ) 国内のカーボンバジェットと排出削減方法

日本のカーボンバジェットは、先進国に有利な現状の排出量に合わせて日本の累積排出量が割り当てられているとしても140億トンにすぎないし、発展途上国に配慮した人口で配分すると日本に割り当てられる累積排出量は66億トンとなる。日本のエネルギー起源CO₂が年間10億トンであることに照らせば、このままの排出量が継続すればわずか6年半で費消してしまう。

なお、50%の確率で1.5℃の気温上昇を抑える排出削減の場合であっても、上記66億トンの残余カーボンバジェットを前提とすると、約13年でネットゼロに到達する必要があるが、その場合、2030年においては全てのセクターで半減以上の削減が必要となる。これに対し、現在の政府の削減目標(2030年までに2013年比46%削減)によると、現状から2050年までをほぼ直線で結んだ経路となり、同年までの累積排出量は150億トンとなり、上記日本に有利な累積排出量の140億トンを超えるため、2030年までにより大きな削減が必要である。

(エ) 石炭火力発電の早期廃止の必要性

日本を含むG7会合などにおいて、脱炭素化の必要性がこれまで重ねて確認されてきた。とりわけ天然ガスに比べ発電単位当たりのCO₂排出量

が約2倍であり、大気汚染物質を多く排出する石炭火力発電については、I E A（国際エネルギー機関）も先進国では2030年までに廃止が必要と指摘してきた。

日本における発電部門からのCO₂排出は全体の約4割に及び、2000年代以降増加しており、世界の流れに逆行している。

(オ) 被控訴人らによる排出状況

被控訴人神戸製鋼らは、本件新設発電所を含む火力発電事業における排出削減目標を具体的に設定しておらず、売電先の被控訴人関西電力での排出削減対策に委ねている。

被控訴人関西電力は、温室効果ガスの削減目標として「スコープ1（自社が直接排出する温室効果ガス）」「スコープ2（自社が間接排出する温室効果ガス）」を定めているが、外部から電力を調達する場合の「スコープ3」では排出削減目標を設定していない。

ウ CO₂排出削減請求権

(ア) 法的根拠

CO₂排出削減請求権の根拠は、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）侵害である。

上記ア及びイのとおり、気温上昇を1.5℃にとどめるために最大限の努力をしなければならないことが国際合意となっており、また、気候科学によって許容される今後のCO₂排出量（残余のカーボンバジェット）が明示され、今後のCO₂排出量をその範囲にとどめるために必要な排出削減の程度も明確になっている。上記国際合意及び気候科学を前提にすれば、気温上昇が1.5℃を上回る状態については権利侵害の程度が著しく、人格権という観点からみると、「1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利」があるというべきである。

(イ) 法的利益

保護されるべき法的利益は、気候変動の進展により、生命・身体・健康という中核的利益が侵害される客観的リスクが増大する中で、1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活することができるという継続的な生活利益である。

かかる生活利益に関する被害の特徴は、特定の時期場所での特定の災害に伴う生命・身体・健康の具体的侵害ではなく、気候災害の頻度の高い環境における日常生活の質の低下、つまり気候災害リスクの高い、より制約され対策コストのかかる生活の継続であり、かつその生活の質が不可逆的な気候変動の悪化により時間の経過とともにさらに悪化していく点にある。

1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利について、通常生命・身体・健康を保護法益とする人格権と異なるのは、人格権の保護法益が、生命・身体・健康を維持する生活環境へと拡大しているとともに、人生の残り時間に対しても拡大している点にある。なお、平穏生活権は、客観的な環境リスクに対する通常人が抱く合理的な不安がないという精神的利益を保護法益としているのに対して、1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利は、生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益が保護法益となっている。

(ウ) 侵害の具体的危険性

気候変動における被害の特徴は、漸進的に悪化すること、人間の生活基盤を不安定にすること、被害の広範性、不可逆的な被害にいつでもつながり得ることである。気候変動における人格権の法的利益は上記(イ)のとおりであり、1.5℃気温上昇した世界では、いつでも健康を失い、いつでも気候災害に遭遇する生活を強いられる点で、人格権としての1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利を侵害されている

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100

というべきである。温暖化と気候変動が一定レベルに進むことで、騒音や振動や大気汚染が一定レベルを超えた生活環境と同様に、集団内で疾病を発症する者が生じ、仮にそれに至らない者がいるとしても、健康の喪失に直結する生活妨害や生活上の支障を共通して経験するようになる。災害のリスクも格段に増し、被災者の数も増大する。かかる状態で悪化していく生活環境の中で生活することは、1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する人格権を侵害されているというべきである。このように、1.5℃を超える気温上昇が現実のものになりつつあるにもかかわらず、CO₂の大量排出を継続することは、その権利侵害に具体的危険があることを意味する。

(エ) 因果関係

1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利の侵害における事実的因果関係については、①CO₂の大量排出、②気候変動の進行・激化、③現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生、④具体的な気候災害による生命・身体・健康の被害という因果の流れが問題となる。このうち①と②については気候科学による裏付けがある。②と③についてはイベントアトリビューションの手法によって科学的に明らかにされている。④については控訴人ら全員が現実の気候災害を受けるとまではいえないが、③は現実のものなのであり、控訴人ら全員が経験しているものである。

次に法的因果関係について、被控訴人らに対するCO₂排出削減請求権は、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）をもとに請求されている。この場合、被控訴人神戸製鋼らの現状水準での個別排出行為と、控訴人らの健康で幸福な生活を継続し難くなる1.5℃を超える生活環境の発生との間において、両者の間に実質的連関性があるか、という観点から判断が行われるべきである。

カーボンバジェット論によれば、累積排出量の抑制が人類の持続性のために不可欠である。その中にあっても、大量に化石燃料を燃やしてCO₂を排出する石炭火力発電所については、他に有効な代替手段等が存在するのであるから、共同して急速な削減に取り組む必要がある。世界のエネルギー起源で約5000分の1の排出主体が一定期間内に排出を半減するとすれば、カーボンバジェットのひっ迫に対する貢献は極めて大きい。日本を代表する巨大排出源が、カーボンバジェットが示す削減経路を大幅に超過する排出を継続することは、現時点で既に危機に瀕している1.5℃目標の実現を一層困難にする極めて危険な行為である。このような危険な行為と、1.5℃を超える生活環境の到来との間には、実質的な連関性を規範的に見出すことができる。

現在進行している気候環境の悪化は、公的空間としての環境一般の悪化であるとともに、控訴人らが毎日生活を送る生命・身体・健康に直結した個別空間としての生活空間の環境の悪化でもある。このような個別の生活環境の悪化は、総体としてのCO₂の累積排出量によってもたらされている。しかし、全体としての累積排出量による加害は、個別排出の集積からもたらされていることもまた明らかである。その中でも相対的に大量の排出を続ける特定の巨大排出源からの個別排出は、累積排出量に占める割合が相対的に大きい。そのような場合、民法719条の法意から、個別排出と個別被害との事実的因果関係は法的に擬制されるか、少なくとも事実上推定されるというべきであり、巨大排出源については、自らが控訴人らの生活環境の悪化に対して何ら寄与していないことの立証責任を負うべきである（減免責の抗弁としての位置付け）。

(オ) 受忍限度論

本件においては、削減対象となるCO₂排出部分を、2030年において、本件アセスが行われた時点の計画排出量の50%を超える部分に限定

している。これは、少なくともその部分の排出の継続が、控訴人らの1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利を、受忍限度を超えて違法に侵害するからである。

地球温暖化対策推進法は、パリ協定の目標を基本理念に組み込んだが、あくまでも事業者の自主的な対策に依拠しており、排出総量を義務として直接的に規制する法律はない。しかし、気候科学とパリ協定以降の世界の国家間合意は、1.5℃目標のための削減を各国に義務付けている。温暖化による気候変動が急速に悪化する中で、1.5℃の気温上昇が悪化した環境の中でも人間らしい健康で幸福な生活を送るための閾値となるラインであることが科学によって明らかになっている。このような被侵害利益の性質が、生命・身体・健康に直結する利益であり、国際合意及び気候科学を前提にすれば、1.5℃目標の達成と整合しない範囲の排出行為は権利侵害の程度が著しく、そのような排出行為は侵害行為の程度からも違法と評価されるというべきである。

そして、石炭火力発電所の稼働によるCO₂排出行為の違法性については、まず、カーボンバジェット論に基づく削減経路が示す削減ペースに明らかに合致しない「量」の排出行為が継続される場合には「侵害の程度」が著しいものと評価される。また、石炭火力発電所については、発電部門においてCO₂排出量が相対的に極めて多い火力発電の中でも、ずば抜けてCO₂排出量が多量であり、発電という目的との関係でCO₂排出の程度が著しいこと、目的との関係では代替手段があるのだからそれによって侵害行為であるCO₂排出を回避するのが相当であることなどからすると、そのCO₂排出行為の態様は悪質であると評価される。本件新設発電所は、2013年時点では建設・稼働しておらず、既に世界的にCO₂排出削減が議論されている時期に設置された石炭火力発電所であり、稼働開始後も2030年に向けての実効的なCO₂排出削減対策がされていない。加え

て、被控訴人神戸製鋼らのグループ全体の過去からのCO₂の累積排出量は膨大である。このような侵害行為の程度・態様の観点から、本件新設発電所については、どれほど緩やかに見ても、2030年時点において、本件アセスの中で予測された年間CO₂排出量の50%を超えて排出することは、侵害行為の態様・程度から見て、直ちに違法と評価される。

(被控訴人神戸製鋼らの主張)

ア 権利性

個人の生命、身体の安全に関する法益の保護に向けられた人格権が差止請求の法的根拠となるためには、人格権の本質的な法益である個人の生命、身体、健康に係る人格権が侵害される具体的危険という客観的状況の存在が必要である。

しかるに、控訴人らは、「1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利」なる概念を保護法益と主張し、1.5℃気温上昇を経た世界では災害に遭遇する可能性が十分大きくなることや、食料、資源不足、難民発生、紛争の激化などにより社会が極めて不安定化することから、かかる状況で生活することが上記法益の侵害に当たり、それ以前における「気温を上昇させる行為が継続され、気温が一定程度に達し、その後も上昇し続けることが推定できる段階」という、さらに抽象的な危険が認められれば、人格権に基づく差止請求の根拠となると一方的に主張する。

控訴人らの主張する「1.5℃を超える気温上昇のない世界での健康で幸福な生活」は、曖昧であり、客観的範囲も不明確にすぎる上、その内実は、控訴人ら個人の生命、身体の安全という法益から大きく離れ、その具体的危険すら前提としない地球規模の災害発生確率の増加や社会情勢の予測に基づく「生活」自体を人格権として差止請求の根拠としようとするものに他ならない。

そもそも、控訴人らの主張する「1.5℃を超える気温上昇のない世界での健康で幸福な生活」とは、まさに、現在、全世界で各国がその取組みを通じて守ろうとしている目標そのものであり、全人類に等しく共有されるべき利益である。

以上に照らせば、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）に基づく控訴人らの主張は、控訴人ら個々人に属する権利を離れて没个性的に一般化された利益の保護を求めらるるものであり、権利性の要件を欠くことが一見して明白であるから、控訴人らの主張は失当である。

イ 因果関係

(ア) 本件事業は、全体の枠組みの中で、本件新設発電所の稼働によってもCO₂総排出量を増加させない内容となっており、地球温暖化への対策にも十分寄与する計画となっている。したがって、本件事業によるCO₂排出と、CO₂濃度上昇及びその結果としての気候変動による控訴人らの被害との間には因果関係は存在しない。

(イ) 民法719条1項の法意なるものを根拠に、同項後段を類推適用した場合と同様に、気候変動の激化と個々の損害との因果関係が認められれば共同排出行為と個々の被害との因果関係が認められ、さらに、共同排出行為を構成する個々の排出行為と個別被害との因果関係が事実上推定されるべきとの控訴人らの主張は認められない。

従来、民法719条1項後段の適用（類推適用）が論じられてきた公害問題では、工場排水や大気汚染物質など、それ自体が健康に悪影響を与えることが明らかな物質の排出行為が問題とされたが、本件で加害行為とされているのは、CO₂排出行為であり、それ自体、本来有害、違法なものではなく、人間の呼吸をはじめ、あらゆる生命活動、社会活動、経済活動に伴って発生するものである。

民法719条1項後段の適用が認められるのは、少なくとも、複数の者の行為が、いずれも単独で被害者の損害を惹起し得る行為であることや、加害者集団が一定範囲に限定・特定されている場面であることが前提とされているのであり、被控訴人神戸製鋼らの行為のみで損害が惹起され得ると認めるべき事実が存在せず、また、全人類が加害者となりうる本件においては、民法719条1項後段を類推適用したり、法意を読み込んだりするものが許容されるものではない。

(ウ) 控訴人らも認めるとおり、仮に被控訴人神戸製鋼らからの個別排出を継続したとしても、他の排出源がその分を含めて削減すれば結果は回避されるということとなるし、逆に、被控訴人らの個別排出が削減されても他の排出源からの排出が今後削減されなければ結果は変わらないのであるから、あればこれなしという条件関係を欠く。

(エ) また、被控訴人神戸製鋼らによるCO₂排出行為と控訴人らの個別的被害との間の因果関係自体認められないが、仮にその点を措くとしても、因果関係に相当性は認められない。

ウ 侵害の具体的危険及び受忍限度

(ア) 拡張人格権については、法的に保護されないことが明白な利益を被侵害利益と主張している点で是認できない。その点を措くとしても、なぜ石炭火力発電所だけが取り上げられ、CO₂排出削減の努力を怠れば侵害の具体的危険ありと認められるのか根拠が不明である。

(イ) 侵害の具体的危険に関する控訴人らの主張を前提にすると、世界中のCO₂大量排出行為は、あまねく、全人類の生活を侵害する具体的危険性を有し、控訴人ら個々人の人格権に基づく差止めの対象としうるとの帰結となるが、それは過度に広範な保護を認める結果となる。また、CO₂排出行為が大量であることを根拠とする点も、具体的な基準を一切明らかにしておらず、予見可能性、法的安定性を著しく害する。

(ウ) 被控訴人神戸製鋼らは、以下のとおり、CO₂排出削減の合理的努力を行っている。

すなわち、本件新設発電所の計画において、現時点で利用可能な最高水準の高効率設備(BAT)である超々臨界圧(USC)発電設備を導入し、CO₂排出を含めた環境負荷を可能な限り低減するよう努めているほか、本件環境保全協定に基づき地域的な地球温暖化対策への取組みや、省エネ法のベンチマーク指標の目標達成に向けた取組み、自主的枠組み参加事業者である被控訴人関西電力への電力の全量供給、CCS(CO₂の回収・貯留)の導入に向けた継続的検討、長期的なCO₂排出削減対策について、今後の国内外の動向を踏まえ、所用の検討を行い、適切な範囲で必要な措置を講ずることといった環境保全措置を予定している。

したがって、この点からも、被控訴人神戸製鋼らによるCO₂排出行為について、侵害の具体的危険は認められないし、受忍限度を超えるものともいえない。

(被控訴人関西電力の主張)

ア 権利性・具体的危険性

控訴人らの主張する「気候変動における人格権」は実定法上何らの根拠もなく、権利の主体、客体、及び内容も不明確なものであって、排他的効力を有する私法上の権利であるとは認められない。また、「1.5℃の気温上昇の範囲内」での「安定した気候のもとで健康で幸福な生活を送る」という利益は、地球全体の温暖化を防止するために国際社会が協力して目指す削減目標と、控訴人ら個々人の利益とを混同するものといわざるを得ず、この点でも直ちに人格権の一内容とは認められないものである。さらに、いつの時点での、いかなる根拠をもって、上記のような控訴人らの利益が侵害されることになるのかについても不明であり、権利侵害としては成り立ちえない。

イ 被控訴人関西電力と被控訴人神戸製鋼らの行為との関連共同性

(ア) 被控訴人関西電力は、国の定める運用指針（乙6）に従って要綱を策定し入札を行い、落札者である被控訴人神戸製鋼との間で電力受給契約を締結したにすぎない。本件新設発電所はあくまでも被控訴人神戸製鋼らの責任で稼働・運営するものであり、被控訴人関西電力がその運営に関わることはない。

(イ) 電力受給契約の契約期間が30年間とされた経緯は、入札時に被控訴人神戸製鋼が作成した提案書の段階でその旨記載されていたからであるし、被控訴人関西電力が被控訴人神戸製鋼らに受給電力量を通告するのは、被控訴人関西電力の需要に必要な電力を調達するためである。被控訴人関西電力が本件新設発電所の運営に関わることはない。

(ウ) 被控訴人関西電力は、自社においてCO₂削減への取組を行っており、本件新設発電所に係るCO₂対策を被控訴人神戸製鋼らと被控訴人関西電力が行うという関係はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの被控訴人らに対する請求は、当審において変更された予備的請求を含めていずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。理由は以下のとおりである。

2 争点(1)及び(2)についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決59頁15行目の「短期基準」を「環境基準」に、78頁9行目の「本件環境協定」を「本件環境保全協定」にそれぞれ改める。

(2) 原判決84頁9行目末尾に改行して以下を加える。

「なお、控訴人らは、PM_{2.5}と他の大気汚染物質は、物質の性質、環境基準の制定年度及び基準となる濃度が異なることから、他の大気汚染物質の排出濃度をもってPM_{2.5}の環境影響がないと評価することはできないし、複



数の大気汚染物質を一括して論じることは、政府に環境基準を定めることを義務付けた環境基本法16条1項に反する旨主張する。しかし、PM_{2.5}が、様々な成分で構成され、地域や季節、気象条件などによってその組成が変動することや、PM_{2.5}を含む微小粒子状物質が、発生源から直接排出される一次生成粒子のみならず、大気中の光化学反応、中和反応等によって生じる二次生成粒子で構成されるものであって、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動も複雑であること、2018年(平成30年)11月に取りまとめられた環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書においても、微小粒子状物質(PM_{2.5})の取扱いについて、環境影響評価に係る技術手法の開発を進めるべきであると指摘するにとどまり、PM_{2.5}を評価項目(参考項目)に加えるべき旨の提言はされなかったこと(前記(2)ウ、エ)などを踏まえると、PM_{2.5}の前駆物質であるSO₂、NO₂、SPMそれぞれの年平均値の着地濃度などから健康被害が生ずる具体的危険性を検討することは不合理とはいえないし、環境基本法16条1項に反するともいえず、控訴人の上記主張は採用できない。」

(3) 原判決85頁25行目末尾に改行して以下を加え、26行目の「ウ」を「カ」に改める。

「ウ 控訴人らは、①健康平穏生活権の侵害については、具体的危険の発生は必要なく、不合理な不安・恐怖感が生じているかによって判断されるべきである、②信用性のあるCREA拡散報告書(甲B21)及びCREA健康影響報告書(甲B22)によれば、控訴人らは本件新設発電所から排出されるPM_{2.5}に曝露し、健康リスクが生じるため、生命・健康に不合理な不安・恐怖感が生じている、③環境影響評価が実施されたとしても、PM_{2.5}の予測・評価が実施されていないことから、控訴人らの不安・恐怖感を軽減することにはならない旨主張する。

しかし、前記(3)のとおり、健康平穏生活権の侵害を理由として当該侵害行

5
10
15
20
25

為の差止請求を認めるためには、差止めという効果の大きさに鑑みると、その根拠となる権利には一定の客観性や具体性が求められ、本件においても、生命、身体、健康に係る人格権が侵害される具体的危険があり、そのために生命、身体、健康について深刻な不安に曝され、平穩に生活する法益が侵害されたと認められることが必要であるというべきである。そして、前記(4)ウ(イ)のとおり、PM_{2.5}の前駆物質であるSO₂等については環境基準等に適合する結果が得られている一方、前記(4)ウ(ウ)のとおり、CREA拡散報告書(甲B21)及びCREA健康影響報告書(甲B22)を検討しても控訴人らの生命等に係る人格権が侵害される具体的危険があるとまでは認められず、上記各報告書にPM_{2.5}による健康リスクの指摘が含まれ、控訴人らが不安・恐怖感を抱くことになったとしても、そのような不安や恐怖感が直ちに健康平穩生活権の侵害を理由とする差止請求の根拠とはならないことは既に述べたとおりである。

エ 控訴人らは、本件新設発電所の建設当時、建設予定地(当時)周辺は、PM_{2.5}の環境基準を遵守できていない状況であったにもかかわらず、「注意喚起のための暫定的な指針として、日平均値を70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とされている」ことを判断要素としてPM_{2.5}の追加排出をしても生命・健康を害しないと評価することは、環境基準に係る従前の判例に反する旨主張する。

しかし、前記(4)ウのとおり、CREA拡散報告書(甲B21)及びCREA健康影響報告書(甲B22)に依拠することはできない。仮にCREA拡散報告書のシミュレーション結果が、日平均濃度を示すものだとすると、周辺濃度のデータのある各測定局について、周辺濃度が日平均の環境基準を既に超過していることから、本件新設発電所の寄与濃度を周辺濃度に加えた将来濃度も環境基準を上回る事となるが、公衆衛生の観点から最も重要な指標とされる年平均濃度は環境基準を下回っており、また、注意喚起のための暫定的な指針とされた日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を十分に下回っている。控訴人の

上記主張は、CREA拡散報告書に依拠することを前提とするもので、前提を異にするといわざるを得ないし、上記PM_{2.5}1日平均値70μg/m³は、専門家会合において定められた数値であり（前記(2)ウ）、PM_{2.5}による控訴人らの人格権侵害の有無の考慮要素とすることに合理性がないとはいえない。

オ 控訴人らは、一定の信頼性のあるPM_{2.5}の予測手法が存在するにもかかわらず、被控訴人神戸製鋼らがPM_{2.5}の予測・評価手続をしなかったことは、控訴人らの不安・恐怖感を増幅させるものであって、控訴人らの健康平穩生活権を侵害する旨主張する。

しかし、先に述べたとおり、PM_{2.5}は組成の変動、多岐にわたる発生源、大気中の挙動の複雑さなどの特性を有し、環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書においても、環境影響評価に係る技術手法の開発を進めるべきであると指摘するにとどまり、PM_{2.5}を評価項目（参考項目）に加えるべき旨の提言はされなかったこと、被控訴人神戸製鋼らはPM_{2.5}の前駆物質であるSO₂、NO₂、SPMそれぞれの年平均値の着地濃度の確認をし、神戸市と原判決別紙6の内容の本件環境保全協定を締結していること（前記(1)イウ）などからすると、米国において以前からPM_{2.5}の環境影響評価が実施され、PM_{2.5}の年間及び1日平均レベルによる影響の推計が求められていること（甲B20、24）や日本でもPM_{2.5}の予測・評価を実施した事例が存すること（前記(2)エ(ア)b）を踏まえても、本件においてPM_{2.5}の予測・評価手続をすべきことを前提とする控訴人らの上記主張は採用できない。」

3 争点(3)及び争点(4)（温暖化による権利侵害又はそのおそれに基づく差止請求の可否）について

(1) 認定事実

ア 地球温暖化・気候変動の影響

(ア) 世界各地における気候災害の発生

近年、世界の平均気温は上昇し、世界気象機関（WMO）とEUの気象情報機関（C3S）は、2023年6月～8月の世界の平均気温が観測史上最も高くなったと発表し、さらにWMOは、同年9月の世界の平均気温もこれまでの観測記録を大幅に更新する高さとなった旨発表した。世界各地で、極端な高温、極端な豪雨、ハリケーンの巨大化などの異常気象が頻発し、異常高温と少雨が相まった大規模な山火事が複数発生しており、それらによる人的・物的被害も生じている。氷河の融解や海水温の上昇、生態系への不可逆的変化も現れている。（甲Cア18、22、25、27～31、甲Cウ1、2、9、15～17、20、25、29～31、33、38～40、44～50、56、57、60、64、74～87、90、91、95～97、106、119～125）

(イ) 日本における気候災害の発生、地球温暖化による兵庫県への影響

a 日本においても、猛暑（異常な高温）による被害や豪雨・大雨による被害が多数報告されている。

2023年（令和5年）6～8月は平均気温が統計開始以降最も高くなり、同年の熱中症警戒アラートの発令回数は過去最多の1232回に及び、同年5～9月に9万人以上が熱中症により救急搬送された。また、3時間降水量最大値が「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準である150mmを超える大雨による河川氾濫、浸水被害などが報告されている。

文部科学省は、2023年（令和5年）及び2024年（令和6年）夏の大雨及び記録的な高温を対象とした研究を実施し、地球温暖化によって線状降水帯の総数が約1.5倍に増加していたと見積られるなど、記録的な高温や大雨に地球温暖化が寄与していると結論づけた。

（甲Cア32、34、甲Cウ2～8、10、11、13、19、21～

24、26～28、32～37、44、51～54、59、63、65
～73、88、89、92～94、98～105、107～118)

b 地球温暖化による兵庫県への影響については以下のような予測がされている。

① 気温上昇及び熱中症の増加

熱中症の患者数は、1日の最高気温が25℃を超えるあたりから発生し、31℃を超えると急激に増加するところ、IPCC第5次評価報告書における温室効果ガス排出シナリオのうち最も排出量の多いRCP8.5シナリオに基づくと、兵庫県においては、地球温暖化により、21世紀末において、年平均気温が100年間で約4℃上昇し、神戸市においては現在と比べて年間で猛暑日が約40日、真夏日が55日以上増加すると予測されている。(甲Cイ4)

② 大雨による土砂災害等の危険の増加

上記RCP8.5シナリオに基づく21世紀末の西日本太平洋側の降雨量の予想として、1時間降水量30mm以上が年3回、1時間降水量50mm以上が年1回発生し、兵庫県においても、21世紀末に1時間降水量50mm以上が年0.3回発生すると予測されている。(甲Cイ2〔39～41頁〕、4)

さらに、台風について、将来的に台風が強大化(最大風速及び降水量の増加)し、また日本付近を通過する台風の速度が今より約10%遅くなるといった予測がされている。(甲Cウ32、33、36)

控訴人らのうち6名(5世帯)が「土砂災害警戒区域」内に、控訴人らのうち2名(2世帯)が「想定最大規模降雨による浸水想定区域図」内に居住している。(甲Cケ2、3)

③ 高潮被害

海面上昇は、海岸を有する神戸市・芦屋市・西宮市にも高潮被害の

危険を増加させる。控訴人らのうち2名（2世帯）は、高潮浸水想定区域内に居住している。（甲Cイ5〔70頁〕、甲Cケ4）

④ 熱帯性感染症

RCP8.5シナリオに基づく地球温暖化により、21世紀末に Dengue 熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域が日本国土全体の75%ないし96%に達する可能性があるなど、控訴人ら居住地に熱帯性感染症が広まるおそれがあるとされている。（甲Cイ2〔109頁〕）

イ 気候変動をめぐる国際社会の潮流

10 (ア) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的として、1988年、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）のもとに設立された、195か国・地域が参加する政府間パネルである。（甲Cア1）

15 IPCCは、数年に一度、気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、最新の科学的知見を提供している。これまで第1次（1990年）から第6次（2021年）までの報告書及びIPCC1.5℃特別報告書（2018年10月。甲Cア4）が作成されている。IPCCの各報告書は、参加国のコンセンサスで承認・採択されるものであり、各国が承認・採択した最新の科学的知見として、国連気候変動
20 枠組条約（UNFCCC）を始めとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用されているほか、一般にも幅広い層から参照されている。（甲Cア1）

25 2014年の第5次評価報告書（甲Cア10）では、①気候システムの温暖化には疑う余地はなく、気温、海水温、海水面水位、雪氷減少などの観測事実が強化され温暖化していることが再確認された、②人間の影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が

極めて高い、③気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要である、④CO₂の累積総排出量とそれに対する世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にあり、最終的に気温が何度上昇するかは累積総排出量の幅に関係するといった指摘がされている。

5
10
(イ) COP（気候変動枠組条約締約国会議）は、1992年、国連で採択された温室効果ガス削減を目指す国連気候変動枠組条約に基づいて、当該条約における締約国の代表で構成される最高意思決定機関であり、1995年以降、毎年開催されている。1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、地球温暖化による深刻な気候変動を回避するため、国際社会で初めて、締約国が具体的なCO₂削減目標を定め、各国政府がその達成のため努力することが約された京都議定書（甲Cエ2）が採択され、2005年に発効した。

(ウ) パリ協定（甲Cエ3）

15
20
25
2015年12月にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択された。パリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続し（2条）、この長期的な基本に関する目標を達成するため、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの排出を実質ゼロとするために、世界全体の温室効果ガスの排出量をできる限り速やかにピークにすること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことが目的とされた（4条1項）。締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献（NDC）を作成し、通報し、及び維持すること、締約国が決定するNDCの目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行すると

され（４条２項）、２０２０年から５年毎に各国の削減目標を引き上げることが求められている（４条３項、９項）。

(エ) IPCC 1.5℃特別報告書（甲Ｃア４）

２０１８年１０月に発表されたIPCC 1.5℃特別報告書は、1.5℃の気温上昇によっても甚大な気候システムへの影響と被害を及ぼすこと、2℃の気温上昇になると気温上昇による気候変動の影響はさらに深刻になることを示し、66%の確率で1.5℃の気温上昇に止めるためにはCO₂排出量を世界で2030年までに2010年比45%削減し、2050年までにCO₂排出を実質ゼロとする必要があることを明らかにした。（甲Ｃア４、９）

(オ) グラスゴー気候合意（甲Ｃエ９、１０）

２０２１年１１月にグラスゴーで開催された第２６回締約国会議（COP26）及びパリ協定第３回締約国会合（CMA3）においてグラスゴー気候合意が採択された。グラスゴー気候合意において、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することの決意、そのためには世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること（2010年比で2030年までに世界全体のCO₂排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等を含む。）、締約国が総排出量を削減する努力を強化することが緊急に必要であること、締約国が排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の遡減（フェーズダウン）等を含め低排出なエネルギーシステムへの移行に向けた技術の開発、実装、普及及び政策の採用を加速することが明記された。

なお、2023年11月にドバイで開催された第28回締約国会議（COP28）において、世界全体の取組の現状確認の結果を踏まえ、地球温暖化を1.5℃に抑えるためには、世界全体の温室効果ガス排出量を20

19年比で2030年までに43%、2035年までに60%削減し、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするという、深く急速、かつ持続的な削減が必要であると確認された。(甲Cエ27)

(カ) IPCC第6次評価報告書・第1作業部会報告書・第3作業部会報告書(甲Cア12、17、22、23)

2022年～2023年にかけて作成されたIPCC第6次評価報告書・第1作業部会報告書・第3作業部会報告書には、以下のような報告がある。

- ① 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。(甲Cア12)
- ② 人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧のような極端現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれら変化を人間の影響によるとする原因特定に関する証拠は、AR5(IPCC第5次評価報告書)以降、強化されている。(甲Cア12)
- ③ 50年に1回発生するような極端な高温が発生する頻度は、産業革命前の平均気温より約1℃上昇した現在では4.8倍であるのに対し、1.5℃の平均気温上昇で8.6倍、2℃の平均気温上昇で13.9倍に増加すると予測される。(甲Cア12、14〔8頁〕、17〔10枚目表面〕、甲Cウ62、証人江守正多)
- ④ 1850年から2019年までの累積CO₂排出量は2兆3900億トンと推計されており、1.5℃の平均気温上昇に抑えるための2020年初頭における残余のカーボンバジェットは、67%の確率(上記の気温上昇までで地球温暖化を抑制できる可能性)の場合40

00億トンであり、50%の確率の場合5000億トンであり、2℃の気温上昇を抑えるための同年初頭における残余のカーボンバジェットは、67%の確率の場合1兆1500億トンであり、50%の確率の場合1兆3500億トンである。(甲Cア17〔16枚目裏面〕、甲Cウ62〔2、7枚目〕)

⑤ 自然科学的見地から、人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスの排出も大幅に削減する必要がある。(甲Cア17〔15枚目裏面〕)

⑥ 50%の確率で、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃に抑えるためには、温室効果ガスについては2019年比で2030年までに43%、2035年までに60%の削減が必要であり、CO₂については2019年比で2030年までに48%、2035年までに65%の排出削減が必要である。(甲Cア23〔29頁〕)

⑦ すべてのセクターで現在利用可能な多くのオプションは、2030年までに正味の排出量を削減する大きな可能性を提供すると推定される。相対的なポテンシャルとコストは、国によって、また2030年よりも長期的に変化する。緩和オプションの概要と、2030年におけるコストと可能性の推定範囲は控訴審判決別紙3のとおりである。ただし、緩和ポテンシャルは複数の要因に左右されるので不確実なものであり、実際のコストとポテンシャルは、場所、文脈、時期によってばらつきがあるなど、本図を解釈するには考慮事項がある。(甲Cア22〔47、48頁〕)

(以上、証人増井利彦)

(キ) 国外の司法判断

5
a オランダ最高裁判所は、2019年12月20日、危険な気候変動の脅威が存在しこれに対処するための措置が緊急に必要とされている、国は住民の生命や、個人及び家庭生活に対する権利を保護する義務がある、2020年までに少なくとも25%の削減が必要であることは気候科学及び国際社会において一般的に受け入れられているとして、オランダ国に対し、2020年末までに、温室効果ガス排出量を少なくとも1990年比25%の削減を命じる判決を言い渡した（甲Cク2、8）。

10
b オランダのハーグ地方裁判所は、2021年5月26日、パリ協定の下、IPCC1.5℃特別報告書による1.5℃目標の達成に向けて今後の10年間の削減が非常に重要であり、2030年までに2010年比45%削減、2050年脱炭素は世界で広くコンセンサスが得られているなどとして、石油会社に対し、2030年までにCO₂排出総量を2019年比で45%削減するよう命じる判決を言い渡した（甲Cク4）。

15
c ドイツ連邦憲法裁判所は、2021年3月24日、温室効果ガスの排出量を定めた現行法では、パリ協定での1.5℃の目標達成のために2030年以降に必要な排出削減義務は、申立人らの自由権に影響を及ぼし、急激な制約に脅かされる恐れがあり、2031年以降の更なる排出削減のための十分な方策を欠いており、温室効果ガスの削減目標が2030年後の期間に整合されるよう、より詳細な規定を施行させるべきであるとし、立法者に対し、2031年から温室効果ガス排出実質ゼロまでの削減の道筋を、市民の自由にできる限り配慮しつつ、2022年12月31日までに法律に規定することを義務付ける決定をした（甲Cク3、7）。

20
25
ウ 気候変動をめぐる国内の潮流

(ア) 2013年(平成25年)4月25日、経済産業省及び環境省により、東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議の取りまとめがされた。これは、電力卸供給入札において石炭火力の落札の可能性があるが、石炭火力は安定供給・経済性に資するが環境面に課題があることから設置された上記会議で、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応についてされた議論の取りまとめである。そこには、①今後の電気事業分野における地球温暖化対策について、環境アセスメントにおけるCO₂の扱いの明確化の観点も踏まえ、電力業界全体の実効性のある取組が確保されることが基本となる旨、②火力発電所の個々の建設に係る環境アセスメントにおいて、事業者が利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国のCO₂排出削減の目標・計画と整合性を有するかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査する旨などが記載されている。(甲A35、乙30)

(イ) 2015年(平成27年)7月、経済産業省は、閣議決定されたエネルギー基本計画を受け設置された委員会の取りまとめとして「長期エネルギー需給見通し」を公表した。上記取りまとめにおいて、2030年度の電源構成における石炭火力の割合を26%と算定した。(甲Cカ1)

(ウ) 政府は、2016年(平成28年)5月13日、地球温暖化対策の推進に関する法律8条1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」(2015年(平成27年)12月22日地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、地球温暖化対策計画を閣議決定し、中期目標として、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%減の水準にすること、2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にすることとした。(甲Cカ2、乙29)

(エ) 2020年(令和2年)10月、政府は、1.5℃目標の実現に向け、

2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年（令和3年）4月、2030年（令和12年）までに、2013年（平成25年）比46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。（甲Cカ11の1、弁論の全趣旨）

5
10
（オ） 2021年（令和3年）5月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等が、基本理念として規定され（2条の2）、「温室効果ガスの排出の量の削減」等の措置を講ずる努力義務が事業者課された（5条）。

（カ） 兵庫県は、2022年（令和4年）、兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し、「第6章 気候変動の影響と適応策の取組」を加えた。（甲Cイ11）

エ CO₂排出が生命、身体ないし健康、財産へ被害をもたらすプロセス

15
CO₂排出は、以下のプロセスで生命、人々の身体ないし健康、財産へ被害をもたらす。

まず、①排出源からの大量のCO₂排出により大気中のCO₂濃度が上昇する。

20
25
次に、②CO₂は赤外線を吸収し、再び放出する性質があるため、太陽からの光で暖められた地球の表面から熱放射として放出された赤外線の多くが、大気に吸収され、再び射出された赤外線が地球の表面に吸収される。このため、大気中のCO₂濃度が上昇することにより地球の平均気温が上昇（地球温暖化）する。地球の平均気温の上昇は、CO₂の累積総排出量にほぼ比例し、この段階で海水温も上昇し、サンゴ礁の絶滅など一部の生態系に不可逆的な悪影響が拡大し、グリーンランドや南極の氷床の不安定化をもたらすこととなる。

さらに、③平均気温が上昇することにより、極端な気象・気候現象が多発・激甚化することになり、極端な高温、極端な大雨、干ばつ等の気象・気候災害の激甚化・発生頻度が増加する。海水温の上昇によって、海面水位が上昇し、台風による高潮被害も激化する。既に世界のほとんどの地域で当該地域における極端な気象現象が確認されており、気温上昇によって、2030年から10年のうちにも、突然、不可逆的な気候変動をもたらすとされるティッピングポイントを超えるおそれがある、あるいは2019年に既にティッピングポイントを超えたおそれがあると指摘されている。

このような気象・気候災害の激甚化・発生頻度の増加が、④人々の生命、身体ないし健康、財産への被害をもたらし、これに相まって、さらに人間の安全保障や経済成長といった人類の生存に対する影響を生ずることにもなる。

(甲Cア3、4、9、10、12、14〔11、16頁〕、23〔16～19頁〕、31、甲Cイ2〔7頁〕)

オ 本件アセスにおける温室効果ガスへの対応

(ア) 2018年(平成30年)4月、本件アセスの過程で、被控訴人神戸製鋼の準備書に対応する経済産業大臣の勧告がされた。上記勧告において、温室効果ガスに関し、①送電端熱効率の適切な維持管理、②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)に基づくベンチマーク指標の目標の取組・遵守、③CO₂排出削減の取組、④CO₂排出量の毎年度の把握、⑤CCS導入等、⑥CO₂排出削減の措置の各事項を踏まえ、適切に本件事業に係る環境影響評価を実施すべきとされた。(甲A24の13)

(イ) 被控訴人神戸製鋼から本件事業を承継した被控訴人コベルコは、同年5月、本件評価書(甲A24)を作成した。このうち温室効果ガス等に係る本件評価書(甲A24の11の3)の内容は以下のとおりである。

① 「BATの参考表」の「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」である超々臨界圧 (USC) 発電設備を採用する。現時点で利用可能な最高水準の高効率設備を導入することにより、設計発電端効率は、同表の「(B) 商用プラントとして着工済み (試運転期間等を含む) の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する43% (HHV: 高位発熱量基準) として計画している。

② 省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守するとともに、ベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本件事業の見直しを検討し、必要な対策を講じる。

③ 自主的枠組み参加事業者である被控訴人関西電力に電力を全量供給し、確実にCO₂排出削減に取り組む。

④ CO₂排出量を毎年度適切に把握する。

⑤ 将来の二酸化炭素回収・貯留 (CCS) の導入に向けて、技術開発を含め、所要の検討を継続的に行う。

⑥ 長期的なCO₂排出削減対策について、今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、適切な範囲で必要な措置を講ずる。

なお、CCSについては、前記地球温暖化対策計画において、2030年を見据えて取り組むこととされ、環境省の「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について」(2019年(平成31年)年3月28日)でも、目標を達成するには火力発電についてはCCSが必要となるとして、その実用化に向けた技術開発を進める必要があるとされる一方、CCSによる問題解決に悲観的な見通しを述べる意見もある。

(甲A24、甲Cエ21、甲Cカ3、10)

カ 国内の石炭火力発電所の現状

石炭火力発電所は、燃料として用いる、化石燃料である石炭の特性上、これを燃焼させることにより、CO₂を大気中に排出する。

2019年（令和元年）時点の日本における電力供給に占める石炭火力発電の割合は31.9%であり、また、日本においては、東日本大震災後、石炭火力発電所の新設計画が進められ、既に建設を終えて稼働した発電所や工事中の発電所もある。（甲Cオ9、甲Cコ1）

2021年度における発電に伴うCO₂排出量は合計4億3600万トンであり、このうち石炭火力は2億6500万トンにのぼる。（甲Cオ11）

キ 本件新設発電所によるCO₂排出状況

本件新設発電所は、年間設備利用率を80%として、年間約692万トンのCO₂を排出することが見込まれていた（上記年間約692万トンのCO₂は、2018年（平成30年）の全世界のエネルギー起源CO₂排出量335億トンの5000分の1（0.02%）に当たる。）。

上記約692万トンのCO₂のうち所内電力分は約34万トン、送電電力分は約658万トンであるが、所内電力分については、上工程集約等により約50万トン以上のCO₂が削減され、送電電力分については、被控訴人関西電力が従前稼働していた既存の石油及び天然ガス火力発電所の稼働が抑制されることにより約490万トンのCO₂が削減され、相生火力発電所の燃料転換により約80万トンのCO₂が削減され、再エネ比率増により約288万トンのCO₂が削減される見通しとされていた。（甲A24の11の3、甲Cオ8、乙9）

2023年4月から2024年3月までの間に本件新設発電所の稼働により実際に排出されたCO₂は637万トンであった（うち所内電力分は30万トン、送電電力分は607万トン）。（甲Cコ13）

ク 被控訴人らによるCO₂削減への取組

(ア) 被控訴人神戸製鋼らによる環境保全協定

被控訴人神戸製鋼らは、2018年（平成30年）8月、環境保全協定を締結し、神戸市域における地球温暖化対策等の推進を確約した。（乙5の2）

(イ) コベルコグループESGデータブック2024

CO₂削減目標として、2013年度比で2030年に30～40%削減、2050年にカーボンニュートラルに挑戦、達成を目指すと定められている。（甲Cコ14）

(ウ) 関西電力グループ統合報告書2024

サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定におけるスコープ1（自社が直接排出する温室効果ガス）及びスコープ2（自社が間接排出する温室効果ガス）を、2013年度比で2025年度に55%削減し、2030年度に70%削減すること、これらスコープ1及び2にスコープ3（原材料仕入れや販売後に排出される温室効果ガス。本件新設発電所から調達する場合は含まれる。）を加えた温室効果ガスを2013年度比で2030年に50%削減することが定められている。（甲Cコ15）

ケ 国立環境研究所の増井利彦・日比野剛・久保田泉作成にかかる「脱炭素社会に向けた石炭火力発電の位置付けに関する意見」（甲Cア26の2）

(ア) カーボンバジェットの観点からの最新の全世界での削減の方向性

1. 5℃目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能なCO₂累積量は約5000億トンである。先進国に有利な現状の排出量にあわせて日本の累積排出量が割り当てられるとすると140億トンとなり、発展途上国に有利な人口で配分されると66億トンとなる。2020年の日本のCO₂は約10億トンであるので、仮に現在の排出量が今後も続く場合には、6～14年で割り当てられた累積排出量を使い切ってしまう。現在の排出量から2050年まで直線的に排出量を制限した場合、累積排

出量は150億トン（10億トン×30年×0.5）となり、上記日本に有利な排出割り当てであったとしても、割り当てられた累積排出量を上回ってしまう。日本に不利な排出割り当ての場合、割り当てられた累積排出量を13年（66億トン×2÷10億トン）で使い切ってしまう。（以上控訴審判決別紙4）

(イ) 削減対策とCO₂排出量の関係

2022年度の日本のCO₂排出量（10億3700万トン）の内訳は控訴審判決別紙5のとおりである。電気・熱配分後の排出量（発電部門や熱を生産する部門で排出されたCO₂排出量を、全てこれらの部門の排出とするのではなく、電力や熱の需要量に応じて各部門に配分した場合を意味する。）は、産業部門（工場等）の約35%を筆頭に、運輸部門（自動車等）、業務その他部門（商業・サービス・事業所等）、家庭部門が続くが、電気・熱配分前の排出量では、エネルギー転換部門（発電所・製油所等）が40%となり、エネルギー転換部門、中でも発電部門における取組が重要であることが分かる。

(ウ) 発電部門におけるCO₂排出量の推移と脱炭素社会に向けて必要となる取組

日本における発電部門のうち石炭火力発電からのCO₂排出量は1990年から2021年の間に3倍に増加し、排出のシェアも1990年に27%であったが、2021年に61%に増加している。発電効率が同じであれば、同じ発電電力量を得るために排出されるCO₂はガス火力発電の場合は石炭火力発電と比較して43%削減されるので、火力発電部門からのCO₂排出量を削減するためには、石炭火力発電から再生可能エネルギーに転換することが効果的であり、過渡期で再生可能エネルギーの供給が十分ではない場合には、ガス火力発電など排出係数の小さい発電への転換が効果的な対策となる。

(エ) 脱炭素社会の実現から見た本件新設発電所の課題

2023年に開催されたC7気候・エネルギー・環境大臣会合のコミニケで「2035年までに電力部門の完全または大宗の脱炭素化の達成」が示されているにもかかわらず、日本では2000年代以降石炭火力の設備容量が増大し、世界の流れに逆行するものといえる。

本件新設発電所は、超々臨海圧という従来よりも効率の良い技術が採用されてはいるが、効率改善は数%であり、ガス火力発電に置き換える際のような排出削減は見込めない。仮に発電効率42%、設備利用率70%で40年間稼働し続けた場合、累積CO₂排出量は2.4億トンとなる。1.5℃目標を達成するための日本が排出可能な累積CO₂排出量66億トン又は140億トンの2~4%を使ってしまう結果となり、さらに発電効率がやや劣る本件既設発電所を同様の設備利用率で稼働すると仮定すると、日本が排出可能な累積CO₂排出量を追加で1~2%消費することになる。そして、2021年から2050年までに本件既設発電所及び本件新設発電所から累計で3.3億トンのCO₂が排出される。2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにする必要があるが、2021年から直線的に2050年排出ゼロを実現するために許容される累積CO₂排出量は150億トンであるから、本件既設発電所及び本件新設発電所を併せて許容量の2%を消費する結果になる。

脱炭素社会の実現に向けて、遅くとも2050年まで、また、現状の気候変動の進捗から日本を含めた先進国には2040年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロが求められるとともに、1.5℃目標との関係から累積の排出量をできる限り抑えることが全ての国に求められている。特に火力発電所については、2035年というさらに前倒しの削減が求められており、こうした状況では、CO₂を排出しない再生可能エネルギーへの転換が優先される。以上の目標達成のためには、耐用年数前であっても稼働

を停止する措置が必要となる。

(2) 伝統的人格権に基づく差止請求の可否及びCO₂に関する平穩生活権(安定気候享受権)に基づく差止請求の可否

原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の4(2)及び(3)に記載のとおりであるからこれを引用する。ただし、原判決94頁25行目の「前記3(2)」を「前記3(3)」に、95頁24行目、98頁5行目及び101頁13～14行目にかけての各「前記(1)オ」をいずれも「前記(1)ア(イ)」にそれぞれ改める。

(3) 気候変動における人格権(1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利)に基づく差止請求の可否

ア 控訴人らは、気候変動における人格権(1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利)を根拠に、本件新設発電所の稼働又は発電指示の一部差止めを求めている。

イ 権利性・具体的危険性について

(ア) 大量のCO₂排出に起因する世界及び日本の平均気温の上昇(地球温暖化)により極端な気象、気候現象が多発・激甚化し、さらに、気象・気候災害の激甚化・発生頻度の増加が人の生命、身体、健康への被害をもたらし、現に熱中症による救急搬送、山火事、河川氾濫、浸水被害など多様な人的・物的被害が生じている。将来的にも、たとえば兵庫県において、21世紀末には、猛暑日・真夏日の増加による熱中症の増加、大雨による土砂災害等の危険の増加、高潮被害、熱帯性感染症が広まるおそれなどが生ずることが予測されている。そして、50年に1回発生するような極端な高温が発生する頻度は、産業革命前の平均気温より約1℃上昇した現在では4.8倍であるのに対し、1.5℃の気温上昇で8.6倍、2℃の気温上昇で13.9倍に増加すると予測されており、1.5℃気温上昇することによっても甚大な気候システムへの影響を及ぼすが、2℃気温上昇する

とさらに影響が大きくなる。IPCCが気候変動に関する最新の科学的知見を提供し、COPが毎年開催され各種協定を採択し、締約国を中心に世界全体でCO₂を含む温室効果ガス削減の取組が行われているほか、国内においても、政府が、1.5℃目標の実現に向け、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、被控訴人らもCO₂削減への取組をするなど、脱炭素社会に向けた様々な施策が行われている。これらは、地球温暖化が人の生活環境を悪化させ、ひいては人の生命、身体、健康に影響を与えることを前提に、世界的な取組がされていることの表れにほかならないものといえる。その意味で、地球温暖化による生活環境の悪化、生命・身体・健康等への影響は、単なる危惧にとどまるものとはいえない。

(イ) 控訴人らは、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）は、生命、身体、健康を保護法益とする伝統的人格権とは異なり、これら生命、身体、健康を維持するための生活環境を保護法益とするものであると主張するとともに、1.5℃を超える気温上昇が現実のものになりつつある中でのCO₂の大量排出継続が権利侵害の具体的危険性を基礎付けると主張している。控訴人ら指摘に係る保護法益とは、生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益を意味するところ、当該利益が究極的には控訴人らの生命、身体、健康につながる利益であるとはいえるものの、生命、身体、健康との関係では間接的な利益を対象とするものであり、概念が抽象的であることも相まって、個々人の年齢、立場、思想・信条によって保護法益の範囲が大きく変容する。このように、控訴人ら指摘に係る保護法益の外延は必ずしも明確とはいえず、CO₂の大量排出継続による権利侵害の可能性を肯定したとしても、権利侵害の具体的危険性を判断することは容易ではない。また、控訴人らの主張によれば、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）は、時間の経



過とともに生活利益が悪化していく過程に着目し、生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益を保護対象とするものであるから、現時点での具体的権利侵害を認定できるのか不明である。仮に、将来の生活環境の悪化の可能性をも考慮した権利侵害の有無の判断が要求されるのであれば、気候変動は兵庫県内や日本国内にとどまらず、世界規模における様々な事象と相互に関連する問題であるから、権利侵害の認定は一層困難なものとなる。

そもそも、人格権ないし人格的利益が他者の行為に対する差止請求の根拠となり得るのは、生命、身体、自由、名誉等の人格と密接不可分の関係に立つ利益又は人格を保持しながら生活するのに必要不可欠の利益が私権の享有主体としての人そのものに帰属し、その存在の基礎となり、法的保護に値するものとして、その侵害を排除し、又は侵害を予防するために他者の行為を制限することを正当化し得るからである。1.5℃の気温上昇は、前記のとおり人類の生存に対する深刻な危機を引き起こすおそれが高い事態ではあるものの、個々人についてみれば、その存在に必要不可欠な利益に対する具体的被害を想定せず、抽象的な危険を回避することにとどまる生活環境の維持に係る利益は、個人に帰属する人格権ないし人格的利益の範疇を超えるものであって、法令上の根拠もないままに、これを差止請求の根拠となる人格権又は人格的利益に取り込むことはできない。

(ウ) 以上のとおり、気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）を本件新設発電所の稼働又は発電指示の一部差止請求の根拠となる権利として認めることは、差止請求の可否を判断する合理的な指標になり得るとはいえず、当該人格権を本件新設発電所の稼働又は発電指示の一部差止請求の根拠となる権利として認めることはできない。

ウ 因果関係について

控訴人らは、1. 5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利の侵害について、①CO₂の大量排出、②気候変動の進行・激化、③現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生、④具体的な気候災害による生命・身体・健康の被害という因果の流れを挙げた上で、①と②については気候科学の裏付けがあり、②と③についてはイベントアトリビューションの手法によって科学的に明らかにされており、④については控訴人ら全員が現実の気候災害を受けるとまではいえないが、③は現実のものなのであり、控訴人ら全員が経験している旨主張する。

確かに、現在、世界各地及び日本において、控訴人らが居住する兵庫県も含め、地球温暖化による気候変動に伴うとみられる各種事象が生じている。また、兵庫県における気温上昇、土砂災害等及び高潮の各被害の発生も予測されている。しかし、さらに進んで具体的な気候災害の内容、発生の時期、規模及び程度については、様々な不確定的要素によって左右されることから、それを相当程度の蓋然性を伴って予測することは困難といわざるをえない。因果関係の観点から、気候変動による現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生が認められたとしても、控訴人らが具体的な気候災害により被害を受ける蓋然性を認めることは難しい。

控訴人らは、日本を代表する巨大排出源がカーボンバジェットの示す削減経路を大幅に超過する排出を継続することは1. 5℃目標の実現を一層困難にする極めて危険な行為であって、被控訴人神戸製鋼らの現状水準での個別排出行為と、控訴人らの健康で幸福な生活を継続し難くなる1. 5℃を超える生活環境との間において、両者の間に実質的連関性を見出すことができる。特定の巨大排出源からの個別排出については、民法719条の法意から、個別排出と個別被害との事実的因果関係は法的に擬制されるか、少なくとも事実上推定されるというべきであり、巨大排出源については、自らが控訴人ら

5
10
15
の生活環境の悪化に対して何ら寄与していないことの立証責任を負うべきである旨主張する。民法719条1項後段は、複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換して、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解される（最高裁判所令和3年5月17日第一小法廷判決、民集75巻5号1359頁）ところ、本件で問題とされている個別排出は、工場排水や大気汚染物質、アスベストなどのようにそれ自体が健康に悪影響を与えることが明らかな物質ではなく、本来的に有害とはいえず、あらゆる生命活動や経済活動などに伴って発生するCO₂排出であること、控訴人らの損害は、世界全体のCO₂排出行為により1.5℃目標が達成できないことにより生じるものであることなどからすると、被控訴人神戸製鋼らのCO₂排出行為が719条1項後段の射程とはいえず、控訴人らの上記主張は採用できない。

エ 受忍限度論について

20
25
(ア) 控訴人らは、①本件新設発電所は、世界的にCO₂排出削減が議論されている時期に設置された石炭火力発電所であり、稼働開始後も2030年に向けての実効的なCO₂排出削減対策がされていないし、被控訴人神戸製鋼らのグループ全体の累積CO₂排出量は膨大であるから、違法性が高い旨主張する。

しかし、被控訴人神戸製鋼らは、本件新設発電所に環境省及び経済産業省が定める「BATの参考表」の「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上の超々臨界圧(USC)発電設備を採用し、設計発電端効率を高める計画を有し、環境保全協定の締結により神戸市域における地球温暖化対策等の推

5
10
15
20
25
進を確約したり、CO₂及び温室効果ガスの具体的な削減方法を明示したり、様々な対策を行っている。CCSについては実用化や対費用効果の関係で依然として悲観的な見通しが述べられている点は否定できないが、本件新設発電所の年間CO₂排出量692万トンに対し、本件新設発電所建設の際に行われた上工程集約により約50万トン以上のCO₂が削減され、既存発電所の稼働抑制及び燃料転換により約570万トン(約490万トン+約80万トン)のCO₂が削減され、また、本件新設発電所の2023年度の実際のCO₂排出量は予想を下回る約637万トンであった。そうすると、さらに積極的なCO₂排出削減に取り組む余地はあるにしても、被控訴人神戸製鋼らはグループ全体として一定程度のCO₂排出削減に取り組んでいるとはいえるし、本件新設発電所について実効的なCO₂排出削減対策がされていないとまではいえない。

(イ) 控訴人らは、②カーボンバジェット論に基づく削減経路が示す削減ペースに明らかに合致しない排出行為が継続される場合には、違法性を裏付ける重要な要素となる旨主張する。

しかし、カーボンバジェットは、1.5℃目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能なCO₂累積量を元に、各国に割り当てられたCO₂累積量をいい、現状の排出量を基準とするのか、国内人口を基準とするのかなどによって割当量は相当程度異なるが、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、CO₂を排出する主体は事柄の性質上著しく広範であるが、被控訴人神戸製鋼らにのみカーボンバジェットを基準としたCO₂削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない。そのことは、控訴人らが示すように、人権侵害を回避するためには、
①1.5℃目標の下での世界各地からの多様なCO₂排出の急激な削減、
②カーボンニュートラルの実現、③CO₂濃度の上昇の緩和から安定化へ、

④1. 5℃目標の達成、⑤人権保護といった経路を辿る必要があり、そのためには国際社会全体の合意と実行が求められることから明らかである。

(ウ) 控訴人らは、③被侵害利益の性質が、生命・身体・健康に直結する利益であり、世界の市民にその侵害が広がっているということも違法性の重要な判断要素である旨主張する。

確かに、CO₂排出行為が世界の平均気温上昇につながることについては科学的裏付けがあり、地球温暖化による気候変動により最終的に生命・身体・健康が脅かされ、世界の市民にその侵害が広がりうることは否定できず、この点が違法性の判断要素の一つとなりうるとしても、そのことをもって受忍限度を超えた違法性を有するか否かの判断をすることはできない。

(エ) 控訴人らは、④発電所としての排出行為の公益性については、代替手段の存在を指摘することができる旨主張する。

確かに、石炭火力発電以外に、天然ガス火力発電、原子力発電、水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電など様々な発電方法が考えられる。しかし、IPCC第6次評価報告書・第3作業部会報告書(甲Cア22)が示す緩和オプションの概要と、2030年におけるコストと可能性の推定範囲は、控訴審判決別紙3のとおりであるが、緩和オプションが多分野にわたっている一方、同報告書自体、緩和オプションは複数の要因に左右される不確実なものであり、実際のコストとポテンシャルは、場所、文脈、時期によってばらつきがあると述べており、石炭火力発電所の代替手段が明確に定められるものとは認められない。すなわち、CO₂排出量削減のための方策は多分野にわたっており、CO₂排出量削減の寄与度やコストについても様々なとらえ方があり得るし、現実の電力の需要に見合う電力をどのような発電方法により調達するかは、CO₂排出量削減のみならず、

政策的観点を含め様々な観点からの検討を要する事項であるから、代替手段の存在をもって受忍限度を論じることには限界がある。

(オ) 控訴人らは、⑤石炭火力発電所からの排出削減が世界において優先的課題であること、被控訴人神戸製鋼らが実効的な対策の前倒しをせずに、2030年において本件アセスで予測された年間CO₂排出量の50%を超える排出を継続することは、違法性を根拠付けるものと評価されるべきである旨主張する。

しかし、既述のとおり、カーボンバジェットの捉え方自体が一義的に明確に定められておらず、これを基準とした人格権を法益として認めることが困難であるから、2030年の予定量の50%を超える排出の継続を違法と断じることにはできない。

(カ) 以上によれば、被控訴人神戸製鋼らが、2030年時点において、本件アセスの中で予測された年間CO₂排出量の50%を超えて排出することが受忍限度を超え直ちに違法と評価される旨の控訴人らの主張は採用できない

4 小括

したがって、その余の点(争点(5))について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの被控訴人らに対する主位的請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであり、また、控訴人らが当審において変更した予備的請求についても、いずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

本 多 久 美 子

裁判官

寺 本 佳 子

裁判官

蛭 名 日 奈 子

当事者目録

控訴人 (1 審原告)

同所

控訴人 (1 審原告)

同法定代理人親権者

同

控訴人 (1 審原告)

5

10

15

20

25

同所

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

同所

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

同法定代理人親権者

[REDACTED]

[REDACTED]

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

[REDACTED]

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

10

同所

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

[REDACTED]

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

[REDACTED]

15

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

同所

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

同法定代理人親権者

[REDACTED]

同

[REDACTED]

20

同所

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

同法定代理人親権者

[REDACTED]

同

[REDACTED]

[REDACTED]

25

控訴人 (1 審原告)

[REDACTED]

[REDACTED]

控訴人 (1 審原告)

同所

控訴人 (1 審原告)

同所

控訴人 (1 審原告)

同所

控訴人 (1 審原告)

同法定代理人親権者

同

[Redacted]

控訴人 (1 審原告)

[Redacted]

控訴人 (1 審原告)

[Redacted]

控訴人 (1 審原告)

[Redacted]

控訴人（1 審原告）

控訴人ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同訴訟復代理人弁護士

神戸市中央区脇浜海岸通 2 丁目 2 番 4 号

被控訴人（1 審被告）

同代表者代表取締役

神戸市灘区灘浜東町 2 番地

被控訴人（1 審被告）

（以下「被控訴人コベルコ」といい、被控訴人神戸製鋼と併せて「被控訴人神戸製鋼ら」ともいう。）

同代表者代表取締役

上記 2 名訴訟代理人弁護士

同

同

同

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号

被控訴人（1 審被告）

関西電力株式会社
（以下「被控訴人関西電力」という。）



浅 岡 美 恵
池 田 直 樹
和 田 重 太
増 本 志 帆
杉 田 峻 介
喜 多 啓 公
與 語 信 也
青 木 良 和
金 崎 正 行

株式会社神戸製鋼所
（以下「被控訴人神戸製鋼」という。）
山 口 貢

株式会社コベルコパワー神戸第二
（以下「被控訴人コベルコ」といい、被控訴人神戸製鋼と併せて「被控訴人神戸製鋼ら」ともいう。）
木 本 総 一
植 村 公 彦
越 本 幸 彦
武 井 祐 生
寺 田 勇 太

関西電力株式会社
（以下「被控訴人関西電力」という。）

同代表者代表執行役

同訴訟代理人弁護士

同

同

森

荒

勝

田

尾

井

邊

幸

良

絵

望

三

光

子

理

(別紙2)

発 電 所 概 要

発電所名 神戸発電所3号機、4号機

燃料 石炭

発電規模 130万kW(65万kW×2)

発電方式 微粉炭火力 超々臨界圧発電

供給開始時期 3号機(新設1号機): 2022年(令和4年)2月1日
稼働開始

4号機(新設2号機): 2023年(令和5年)2月1日
稼働開始

場所 兵庫県神戸市灘区灘浜東町2番地

以上

すべてのセクターで現在利用可能な多くのオプションは、2030年までに正味の排出量を削減する大きな可能性を提供すると推定される。相対的なポテンシャルとコストは、国によって、また2030年よりも長期的に変化する。



図 SPM.7: 緩和オプションの概要と、2030年におけるコストと可能性の推定範囲。

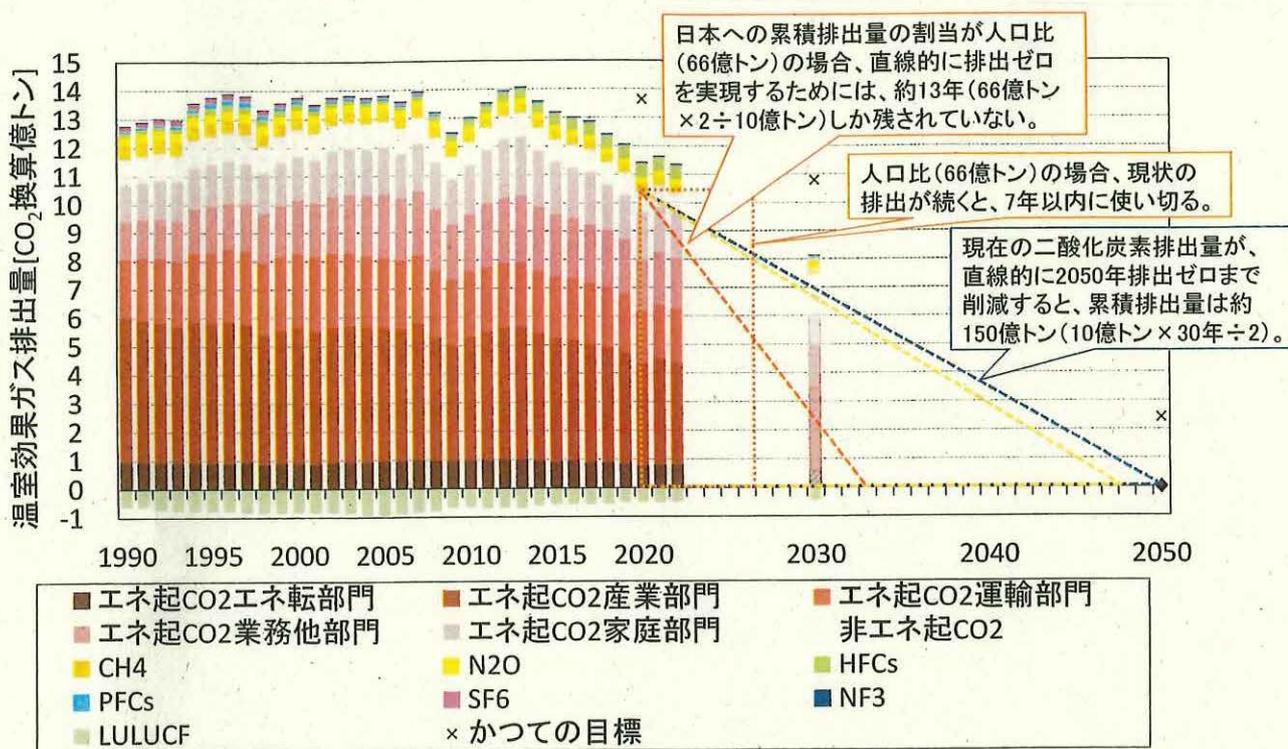


図8 日本の温室効果ガス排出量の推移(電気・熱配分後)と二酸化炭素排出量をゼロにするための期間と累積排出量

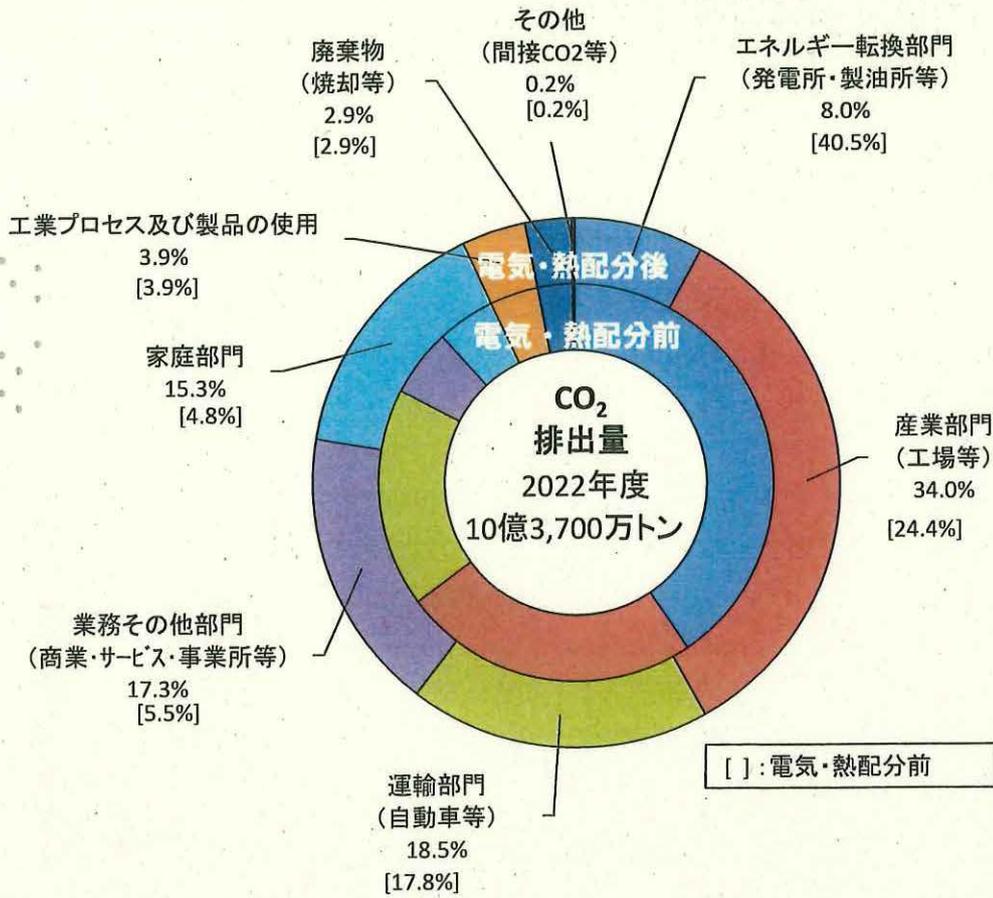


図 10 2022 年における日本の二酸化炭素排出量

データ出所：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス

(https://www.nies.go.jp/gio/archive/ghgdata/pi5dm3000010bn3l-att/L5-7gas_2024_gioweb_ver1.0.xlsx)